

児童生徒又は教職員に感染者が確認された場合の 臨時休業及び学校再開について

【基本的な考え方について】

基本的には、学校内で感染者が出た場合であっても、臨時休業は、濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で行います。濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合には、必ずしも臨時休業の措置を取らないこともあります。学校全体に感染が広がっている可能性が高いような場合等でなければ、できる限り児童生徒の学びの機会を保障していきます。

但し、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内での感染が広がっている可能性が高いと判断された場合や市内や近隣地域における感染拡大の状況を鑑みて臨時休業を行う場合もあります。

【感染者が確認された場合】

当該学校は原則、以下の対応のために感染者確認日の翌日より臨時休業を行います。

- ア 保健所の指示に基づき学校内における濃厚接触者の調査を行います。
- イ 保健所と連携し学校の感染防止における対応や助言を受けます。
- ウ 休業期間中にすべての児童生徒への健康観察を実施し、心身の健康確認を実施します。
- エ 保健所、学校医、学校薬剤師、教育委員会と連携し校内の消毒を行います。但し、必ずしも施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される範囲内や物品の消毒を行います。

【学校再開】

臨時休業期間中に以下の確認を終え、状況を総合的に考慮し、県や保健所とも十分に相談の上、「学校のすべてを再開」、「関係する学年・学級を閉鎖し学校を再開」、「通常登校」、「分散登校」、「時差登校」のいずれかを判断します。

- ① 感染経路の明否等を確認し、保健所、学校医の助言等により再開可能と判断された場合
- ② 感染者の活動態様、接触者の多寡、感染経路等を確認し消毒作業等を終えた場合
- ③ 休業期間中に児童生徒の健康観察を終え、感染拡大がないと判断された場合
- ④ 再開後の学校における感染防止対策の再確認及び見直しが行われた場合

※ 糸満市立学校感染防止対策【ガイドライン8月24日】をもとに各学校にて再度、ガイドラインを確認・見直しを行い、感染防止対策の徹底を行います。

感染の疑いがある場合は、下記の相談窓口へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 相談窓口
(コールセンター)

TEL 098-866-2129

